

個人情報保護法運用状況について

- 1 本市の概要等
- 2 法施行前後の状況
- 3 事務処理体制と法施行後開示請求件数等
- 4 その他

令和6年2月14日
宮崎県都城市総務部総務課

1 都城市の概要等

(1) 当市の概要(令和6年1月1日現在)

- 現住人口:158,466人、世帯数:72,539世帯
- 職員数:約2,300人(職員:1,400人、会計年度任用職員:900人)
- 課室等数:81課
- 個人情報保護等の所管部署:総務部総務課

(2) 当市の個人情報保護等への取組

- 平成18年1月1日策定 ※同日に1市4町で市町村合併
 - ・都城市個人情報保護条例
 - ・都城市情報公開条例
- 「都城市情報公開等審査会」を設置(公開条例による)
 - ・審査請求への対応
 - ・個人情報目的外利用時等の諮問
- 令和5年4月
 - ・改正法施行に合わせ条例改正



2 法施行前後の状況

◎改正法施行前後の状況(主な項目のみ)

	施行前	→	施行後
人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課に担当者を1名配置(専務) ・4総合支所に担当者を各1名配置(兼務) 		
運用	<ul style="list-style-type: none"> ・都城市個人情報保護条例 ・都城市情報公開条例 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・都城市個人情報保護法施行条例 ・都城市個人情報保護法等施行細則 ・都城市情報公開条例
庁内研修等	文書取扱主任へ実施(1課当たり1名程度)		
開示請求に係る手数料の定め	A4サイズ1面10円など、複写手数料 (本市情報公開条例)		
開示決定までの期間の定め	15日	→	30日
開示請求先	原則、担当課で対応 公開対象が複数課に渡る場合は総務課で集約し対応		
都城市情報公開等審査会の主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求 ・目的外利用 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求

3 事務処理体制と法施行後開示請求件数等

(1)事務処理体制

役割	受付	内容確認 ・決定	最終 審査	決定等の連絡	手数料	交付
部署等	・総務課 ・総合支所 ・担当課	担当課	総務課	担当課から 請求者へ	総務課 で徴収	手数料支払 後に交付

※担当課：保有情報所管課

(2)改正法施行後の保有個人情報開示請求件数等

	合計	本人	法定代理人	任意代理人	うち士業
令和5年 4月1日～12月31日	21	12	1	7	1

参考数値	合計	本人	法定代理人	任意代理人	うち士業
令和4年 4月1日～12月31日	20	11	0	8	1
令和4年度	33	20	0	13	2

4 その他

◎意見等

○今年度に配付された改正法パンフレットは、基本的な情報が充実しており大変使いやすく、現場では重宝しています。



○一方で、個人情報の組織内での目的外利用(法第69条第2項の2)の可否の判断につきまして、当市は今まで専門家集団である審査会へ諮問していたものを市で判断するようになりましたので、不安なく処理しているとは言い難いです。

○そこで、具体的な事例集等を作成していただくなど、蓄積されたノウハウを情報共有できる仕組の創出をお願いしたい。



御清聴ありがとうございました。



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統